



住民投票実施請求書

平成 26 年 12 月 9 日

新城市長 穂積亮次様

請求者

住所

氏名 前崎みち子



電話番号

(新庁舎見直しの住民投票を求める会代表)

新城市住民投票条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり住民投票の実施を請求します。

住民投票に付 そうとする事 項	新庁舎建設基本設計の見直し(規模縮小 7000 m ² 以下及び東庁舎活用)について
住民投票に付 そうとする趣 旨	<p>平成 22 年の「新庁舎を考える検討会議」設置により、市民が本格的に新庁舎建設に関わることになりました。その後、基本構想、基本計画、基本設計と進んで現在に至っています。しかし、「9000 m² 5 階建て、敷地面積確保のための付け替え道路、築 21 年の東庁舎取り壊し、建設費用 50 億円」の現計画には、市民の中から少なからぬ疑問の声が挙がっています。</p> <p>昨年 11 月実施の市長選の時は、基本設計確定の前でありましたが、「新庁舎建設」が争点になったとマスコミで報道されていました。結果は、911 票差の僅差で穂積市長が再選されました。この結果は「現職市長がこれだけの票差でしか勝てなかったことは、新庁舎建設の見直しが必要と市民が判断した」「新庁舎建設が争点であるなら、市民の結論は、現計画の承認だ」と真逆の解釈を生みました。</p> <p>選挙直後の 12 月議会には、「新庁舎建設を考える市民の会」から、選挙結果を踏まえて見直しを求める請願が出されましたが、議会は「反対だけでなく、対案を示すべき」と苦言を呈し、特別委員会の設置の願意は議会が総合政策特別委員会を設けたことで既に実現しているとして請願を否決しました。</p> <p>市長は、12 月議会に於いて「現計画の見直しはしない」と明言し、選挙結果の解釈が分かれる中、現計画は既定の事実として進められました。議会の大勢も、これまでの議会对応を尊重すべきとなり、見直しはしない方向に舵を切っていました。</p> <p>私達は「対案が示されていない」という議会の指摘を真摯に受け止め、約半年間の時間をかけ、市民試案を作成しました。これを全議員に示し、総合政策特別委員会での議論や担当課の指摘も踏まえ、市民試案説明会を計画し、市内 15 ヶ所で実施しました。新聞折り込み、戸別配布時の市民の反応、説明会での意見から、新庁舎建設への疑問は解消されていないどころか、建設事業の具体的な内容が市民に行き届いてないことを実感しました。</p> <p>新庁舎建設は、合併後の新城市にとって最大の事業となります。後世の市民に責任を持ってバトンタッチすべき事業と考えます。市民自治社会実現を目指す市長のマニフェストで制定された自治基本条例の柱である「住民投票」の趣旨に基づき、市民の直接市政参加で「5 階建て、50 億円の新庁舎建設事業の見直し(規模縮小 7000 m²以下及び東庁舎活用)」の賛否を明確にしたいと考え、住民投票を請求するものです。</p>